

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院合併 ⑤

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は引き続き、寺院合併の手続きについて掲載いたします。

▽ 寺院吸収合併契約の締結について

宗派より寺院吸収合併承認書の交付後、吸収合併寺院（甲）及び被吸収合併寺院（乙）の代表役員（代務者）が合併契約の締結を行います。

▽ 所轄庁への宗教法人合併認証申請について

合併契約締結後、吸収合併寺院（甲）及び被吸収合併寺院（乙）の代表役員（代務者）が連名で所轄庁に「宗教法人合併認証申請書」を提出します。

「宗教法人合併認証申請書」提出には、以下の書類が必要となります。なお、事前に所轄庁にもご確認ください。

- (1) 合併理由書
- (2) 責任役員会議事録（写）
- (3) その他の機関の同意書（門徒総代の同意書）（写）

- (4) 包括団体の承認書（宗派が交付する承認書）
- (5) 門徒その他の利害関係人に対する公告証明書
- (6) 門徒その他の利害関係人に対する公告文
- (7) 門徒その他の利害関係人に対する公告をしたときの写真
- (8) 財産目録を作成したことの証明書
- (9) 財産目録
- (10) 債権者に対する公告証明書
- (11) 債権者に対する公告文
- (12) 債権者に対する公告をしたときの写真
- (13) 催告証明書及び催告書（写）
- ※ 知られている債権者がいない場合は不要
- (14) 債権者から異議の申し出がなかったことの証明書
- (15) 宗教法人規則（寺則）
- (16) 合併契約書

▽ 法務局への宗教法人合併登記申請について

所轄庁より宗教法人合併認証書の交付を受けた日から2週間以内に、吸収合併寺院（甲）は「宗教法人合併による変更登記申請書」を、被吸収合併寺院（乙）は「宗教法人合併による解散登記申請書」を吸収合併寺院（甲）の主たる事務所の所在地を管轄する法務局に提出します。

合併は、吸収合併寺院（甲）が登記することによって、効力

を生じます。

〈参考：宗教法人法〉

第41条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によつて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第56条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

第56条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

「宗教法人合併による変更登記申請書」及び「宗教法人合併による解散登記申請書」提出には、以下の書類が必要となります。なお、事前に法務局にもご確認ください。

- (1) 所轄庁の宗教法人合併認証書
- (2) 責任役員会議事録
- (3) 包括団体の承認書（宗派が交付する寺院吸収合併承認書）
- (4) 債権者に対する公告証明書
- (5) 債権者に対する公告文
- (6) 被吸収合併寺院（乙）の登記事項証明書

※吸収合併寺院（甲）及び被吸収合併寺院（乙）を管轄する法務局が同一の場合は不要

(7) 宗教法人規則（寺則）

登記完了後、吸収合併寺院（甲）及び被吸収合併寺院（乙）それぞれの登記事項証明書を取得します。

▽ 宗派への寺院合併登記完了の届出について

法務局にて登記事項証明書を取得後、吸収合併寺院（甲）は、所轄庁の認証書（写）と吸収合併寺院（甲）及び被吸収合併寺院（乙）それぞれの登記事項証明書を添えて、「寺院吸収合併登記完了届」を提出します。

「寺院吸収合併登記完了届」の提出によって、被吸収合併寺院（乙）の寺院台帳の登録抹消の事務を行います。未提出の場合、登録抹消の事務が滞ることとなり、賦課金納付の義務が残ります。

▽ 所轄庁への宗教法人合併及び解散届の届出について

吸収合併寺院（甲）は、登記事項証明書を添えて、吸収合併寺院（甲）の所轄庁に「宗教法人合併届」を、被吸収合併寺院（乙）の所轄庁に「宗教法人解散届」を提出します。

なお、合併によって解散する被吸収合併寺院（乙）の権利義務は、吸収合併寺院（甲）に承継されます。そのため、合併後に被吸収合併寺院（乙）が所有していた境内建物を除却する場合には、吸収合併寺院（甲）から除却承認申請の手続きが必要となります。（『宗報』平成30年5月号参照）

〈参考…宗教法人法〉

第42条 合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立した宗教法人は、合併に因つて解散した宗教法人の権利義務（当該宗教法人が第6条の規定により行う事業に関する行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

また、合併後、被吸収合併寺院（乙）が所有していた境内地、境内建物を吸収合併寺院（甲）の活動拠点（主たる事務所以外に設置する従たる事務所、支坊、支院、布教所、出張所等）とする場合には、以下の手続きが必要です。

従たる事務所……寺院の法人規則である寺則の変更（『宗報』平成30年8月号参照）

従たる事務所以外の活動拠点……総局へ活動拠点設置届の届出（寺則の変更は不要）（『宗報』平成30年10月号参照）